

2.2.2 災害時要援護者見守りアプリケーション(兵庫県西宮市)

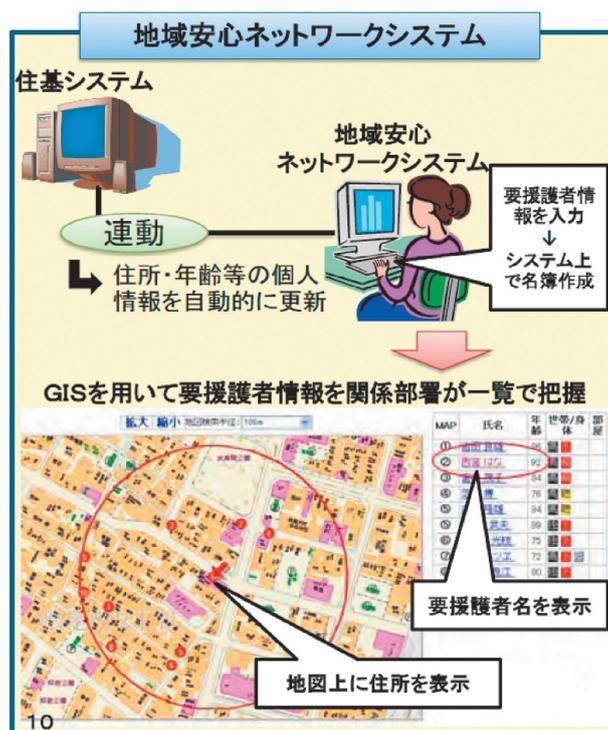
【概要】

災害発生時に備えて、災害時要援護者(体の不自由な方や高齢者、児童など)情報を、住基システムや福祉関連システム等を基盤にして平常時から適切に入力・管理しておき、緊急時や災害発生時には、それらの情報を活用し、住民に対する迅速な対応を実現させ地方公共団体業務をトータルに支援する災害業務支援システムです。これで住民の生命と財産を守り、生活の安心・安全向上を目指します。

【コラム】

■要援護者支援システム(地域安心ネットワーク)

高齢者や体が不自由な方などの要援護者から提出された「地域安心ネットワーク登録届出書」により、要援護者情報を入力し、活用管理しています。GISと連動し、要援護者情報が地図表示されるため、緊急時・災害時において、庁内で連携する関係部署が直ちに要援護者情報を把握活用し、要援護者支援業務を実施することが可能となります。



出典：総務省消防庁「災害時要援護者の避難対策事例集」

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2203/220330_15houdou/02_zenbun.pdf

■災害(震災等)業務支援システム

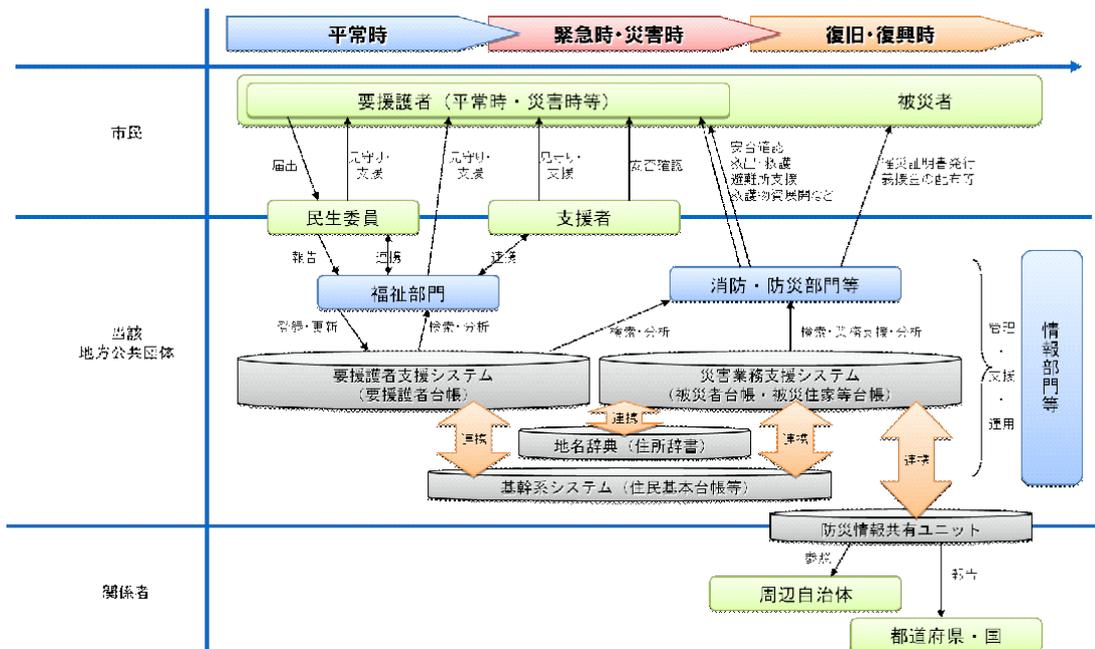
1995年に発生した阪神・淡路大震災さなか、行政職員自身が開発した被災者支援システムをベースに改良を積み重ねてきたシステムです。被災者支援システムを核に、避難所関連システム、緊急物資管理システムなどのサブシステムから構成され、地震や台風などの災害発生時における地方公共団体の業務をトータルに支援できます。また、LASDEC「地方公共団体業務用プログラムライブラリ」に登録されており、全国の地方公共団体は無償で利用することができます。

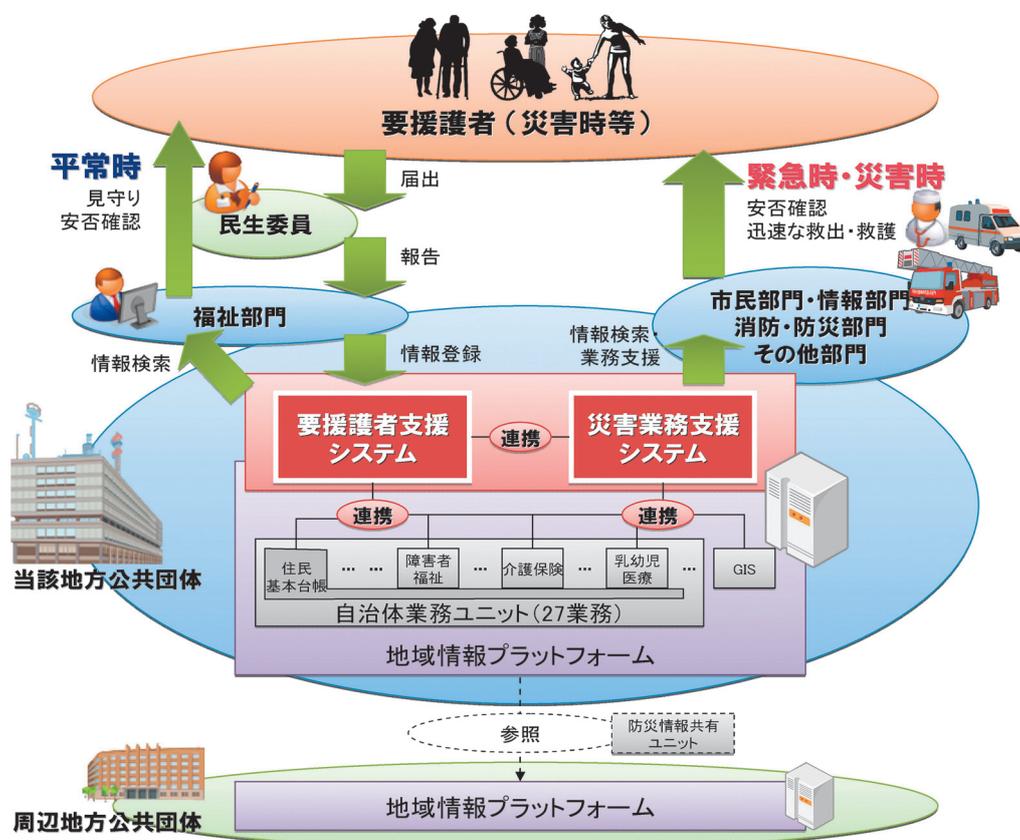


出典:被災者支援システムパンフレット
<http://www.nishi.or.jp/homepage/nicc/hss/index.html>

◆本アプリケーションのサービスに関連する個人・団体等

災害時要援護者(体の不自由な方、高齢者、乳幼児・児童、その同居・別居家族等)、民生委員、当該地方公共団体職員(情報部門、福祉部門、消防・防災部門、他)、周辺地方公共団体 等





災害時要援護者見守りアプリケーションのイメージ(あるべき姿)

[事業費(うち、国からの補助額、助成額等)]

本システムは西宮市職員により作成されており、外部業者への委託はしていません。また、国からの補助を受けていません。

(問い合わせ先)

要援護者支援システム(地域安心ネットワーク) 西宮市情報センター

TEL:0798-32-8899

e-mail: jyoho-center@nishi.or.jp

災害(震災等)業務支援システム 全国サポートセンター

TEL:0798-32-8866